

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市条例第32号

函館市衛生試験所設置条例（昭和３７年函館市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

有機水銀定量試験		1項目	21,600円	を
ポリ塩化ビフェニール定量試験		1項目	63,300円	
農薬検査	一斉試験	1検体	48,000円	
	個別試験	1試験	48,000円	
放射性物質検査		1検体	20,100円	

有機水銀定量試験		1項目	21,600円	に、
農薬検査	一斉試験	1検体	48,000円	
	個別試験	1試験	48,000円	

水質	飲料水細菌	1検体	2,500円
	大腸菌群最確数	1検体	5,200円
	大腸菌群数	1検体	3,200円
	腸管出血性大腸菌	1検体	5,200円
	一般細菌数	1検体	3,200円
	レジオネラ属菌	1検体	13,800円

水 質	大腸菌数	1検体	3,200円	に
	大腸菌群数	1検体	3,200円	
	腸管出血性大腸菌	1検体	5,200円	
	一般細菌数	1検体	3,200円	
	レジオネラ属菌	1検体	13,800円	

改める。

附 則

この条例は，令和7年4月1日から施行する。